

# 平成29年度 市税等 納期一覧

平成29年度市税等納期は表のとおりです。チラシは市ホームページに掲載するほか、税務課窓口でお渡しします。また希望される人には郵送しますので、税務課徴収係までお問合せください。

▶問合せ 税務課 徴収係 (☎95-0117)

納期限	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	平成29年						平成30年					
税目等	5月1日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日	
市県民税 (普通徴収)			1期 ☆		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期 ☆			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- ・ ☆印のある税については、☆のある月に1年分まとめて納付（前納）することができます。
- ・ 上下水道料金等の納期限は、水道課 (☎95-0132) へお問合せください。

## 国民健康保険の加入・喪失の手続きはお早めに！

◆国保の加入の届出は14日以内に！  
失業や退職などにより、職場の健康保険を脱退したときや、他の市町村から転入したときなど、国保に加入する場合は、他の健康保険の喪失日から14日以内に国保の加入の届出をしなければなりません。

◆国保の届出が遅れると、思わぬ経済的な負担を被ることがあります！  
国保へ加入する届出が、他の健康保険の喪失日から14日以内の期限に遅れた場合、届出日以前にかかった医療費は全額自己負担となります。また、以前の健康保険の喪失日までさかのぼって国保税を納めていただきますのでご注意ください。

◆国保をやめるときも必ず届出を！  
職場の健康保険に加入したときなど、国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出してください。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使って医療機関等にかかるなど、国保が負担した費用を請求させていただきますこととなります。

▼問合せ 国保医療課 国保年金係  
(☎) 0123

	異動内容	持参するもの
国保に入る時	他市町村から転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険を喪失した証明（退職証明書、離職票、社会保険喪失連絡票）
	子どもが生まれたとき	印鑑
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証
その他の異動の時	生活保護を受けるとき	印鑑、国保の保険証、保護開始通知書
	市内転居、氏名変更、世帯構成変更	印鑑、国保の保険証
	修学等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、学生証または在学証明書
再交付	施設入所等で他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証、在所または在園証明書
	保険証がなくなったとき	印鑑、本人確認できるもの

※各手続きの際に、マイナンバーを記入していただきます。